

亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領は、「亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) 策定業務
- (2) 業務内容 亀岡市再生可能エネルギー導入戦略及び亀岡市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) 策定に係る各種調査分析、ビジョン・目標設定、会議等
への支援、編集・印刷業務、総合的なコンサルティングを行う。
- (3) 業務場所 京都府亀岡市域
- (4) 業務期間 契約締結日から令和5年2月22日まで
- (5) 提案限度額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式 公募型

4 日 程

令和4年6月20日（月）	公募開始
6月23日（木）	質問締切
6月27日（月）	質問に対する回答
6月29日（水）	参加申込書の提出期限
7月4日（月）	資格確認結果送付
7月6日（水）	企画提案書の提出期限
7月中旬	書面審査・プレゼンテーション審査

※提案者が少数である場合は、書面審査を省略し、プレゼンテーション審査においてあわせて実施する。

5 参加資格

- (1) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しない者
- (7) 過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）において、本業務の内容と同種又は類似の業務を受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。
- (8) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。
- (9) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、代表者は（1）から（8）までの要件を満たすものとし、その他の構成員は（1）から（5）までを満たすものとする。なお、契約締結は代表者で行うものとし、コンソーシアム届出書兼委任状及び協定書を提出すること。

6 参加申込みの手続

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 事業所概要（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）
- エ 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し
- ※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

(2) 部 数 各1部

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類もあわせて提出してください。
(提出部数各1部)

- (1) 法人にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- (2) 個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書
- (3) 法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- (4) 個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- (5) 誓約書及び役員等調書
- (6) 支店・営業所の場合、本社の委任状
- (7) その他、条件により登録証明書（必要な資格の確認）

- (3) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。
- (4) 提出場所 「16 事務局」に記載のとおり
- (5) 提出期限 令和4年6月29日(水)午後5時

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和4年6月23日(木)正午まで
- (2) 受付方法 質問書(様式4)に記入の上、「16 事務局」まで電子メール又はFAXで提出することとし、提出後に電話で到着の確認を行うこと。電話又は口頭による質問には応じない。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、受付期間終了後の質問は受け付けない。
- (3) 回答日及び回答方法
令和4年6月27日(月)午後5時までに亀岡市のホームページにて公開する。
- (4) 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込みの手続」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類 「9 企画提案書について」に記載のとおり
- (2) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。
- (3) 提出先 「16 事務局」に記載のとおり
- (4) 受付期間 令和4年7月6日(水)まで
※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

9 企画提案書について

企画提案書は次のとおりとする。

- (1) 内 容
- ア 企画提案書表紙(様式5)
- ・正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。
 - ・副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- イ 企画提案書
- ・様式自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにすること。
 - ・文字の大きさは10ポイント以上とすること。
 - ・印刷はカラー、白黒を問わない。
 - ・下段にページ番号を付すこと。
 - ・50ページ以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。

- ・各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ・本業務に対する基本的な考え方及び仕様書「3. 業務の内容」に示す各項目について記載すること。また、仕様書に示す内容以外にもアピールポイントがあれば記載すること。

ウ 業務工程表（様式自由）

エ 参考業務見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は税込みとし、提案限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。）

オ 予定担当者調書（様式6）

（2）提出部数 【紙】 正本1部、副本7部

10 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書面審査（1次選考）及びプレゼンテーション審査を実施するが、非公開とする。

なお、プレゼンテーション審査については、書面審査を通過したものを対象に実施する。ただし、提案者が少数である場合は、書面審査を省略し、プレゼンテーション審査においてあわせて実施する。

また、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、WEB 会議システムによる実施を検討する場合があります。その場合、参加者と別途協議して決定する。

- （1）日 時 電子メールにて別途通知する。
- （2）場 所 亀岡市役所
- （3）出席者 出席者は3名以内とする。
- （4）所要時間 50分以内（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片づけ5分）
- （5）内 容 説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- （6）使用機器 パソコンは参加者が用意すること。電源、プロジェクター、スクリーン、ディスプレイケーブル、延長コードは本市で用意する。

11 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合は、選定委員会において手続を継続するのか又は参加資格等を見直して再公募するのかを協議し決定する。

企画提案者がいない場合は、選定委員会において手続を終了するのか又は参加資格等を見直して再公募するのかを協議し決定する。

12 結果通知等

（1）優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、企画提案評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の6割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1.3 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1.4 情報公開及び提供

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者が協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

1 6 事務局

〒6 2 1－8 5 0 1

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市環境先進都市推進部環境政策課

電 話 番 号：0 7 7 1－2 5－5 0 2 3（直通）

F A X 番 号：0 7 7 1－2 2－3 8 0 9

電子メール：kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp